

平成 18 年 3 月 9 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目 16 番 11 号  
会 社 名 株式会社アエリア  
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介  
(コード番号: 3758)  
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 須田 仁之  
電 話 番 号 03-3587-9574  
(URL <http://www.aeria.jp/>)

## 株式の分割に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 9 日開催の取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割の目的

株式の流動性を高めるとともに、投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整えることを目的に株式分割を実施するものであります。

#### 2. 株式分割の概要

##### 分割の方法

平成 18 年 3 月 31 日(金曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を 1 株につき 3 株の割合をもって分割いたします。

##### 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 18 年 3 月 31 日(金曜日)最終の発行済株式総数に 2 を乗じた株式数といたします。

3. 株式分割基準日 平成 18 年 3 月 31 日(金曜日)

4. 効力発生日 平成 18 年 4 月 1 日(土曜日)  
(証券保管振替機構をご利用の実質株主様は、平成 18 年 4 月 1 日(土曜日)より、増加株式数の残高が発生します。)

5. 株券交付日 平成 18 年 5 月 19 日(金曜日)

6. 配当起算日 平成 18 年 1 月 1 日(日曜日)

7. 当社が発行する株式の総数の増加

上記株式分割に伴い、商法第 218 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日（土曜日）付をもって当社定款第 5 条を変更し、発行する株式の総数を 75,600 株増加し、113,400 株といたします。

8. その他、この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定いたします。

9. 行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の行使価額を平成 18 年 4 月 1 日（土曜日）以降、次のとおり調整いたします。

	調整後行使価額	調整前行使価額
平成 15 年 12 月 3 日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権	7,000 円	21,000 円

【ご参考】

1. 株式の分割により増加する株式数を具体的に明示していないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間に新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があり、割当日現在の発行済株式総数が確定できないためであります。

2. 株式分割後の発行済株式総数は、平成 18 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると、次のとおりとなります。

- ・現在の発行済株式総数 21,348 株
- ・今回の増加株式数 42,696 株
- ・増加後発行済株式総数 64,044 株

3. 今回の株式分割に際しては、資本金の増加はありません。

- ・平成 18 年 2 月 28 日現在の資本金 222,954,000 円

以上